

平成18年度 第5回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成18年8月18日(金) 午後1時30分から5時30分まで

2 場 所

プラザ菜の花 4階「楨」

3 出席者

委員会：瀧委員長、石黒副委員長

福岡委員、岡本委員、横山委員、鈴木委員、山下委員、岩瀬委員、大野委員、  
柳澤委員、寺田委員、田畑委員、榎瀨委員、鍋島委員、長尾委員、内山委員

事務局：鈴木次長、鈴木副課長、

松澤室長、大竹主幹、八木主幹、松田主査、三田副主査、坂元主任技師

傍聴人数：4名

4 事 案

(1) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について

(再検討)

(2) 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)建設事業に係る環境影  
響評価準備書について(諮問及び事業者説明)

(3) その他

5 議事の概要

(1) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について

(再検討)

別紙1のとおり

(2) 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)建設事業に係る環境影  
響評価準備書について(諮問及び事業者説明)

別紙2のとおり

(3) その他

次回開催予定について事務局から説明

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 手続経緯等
- 3 諮問書の写し
- 4 意見照会依頼文

## 【別紙 1】

### 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について（再検討）

- ( 1 ) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- ( 2 ) 事務局説明 当該事案に係る手続の経緯等について、資料により説明
- ( 3 ) 事業者説明 資料に基づき内容説明
- ( 4 ) 質疑等

委員：今日の資料の p 3、No14 の地下水について、回答の中の「この集落で利用している地下水の涵養域はこの地域付近と考えられる」とあり二つの「この」は同じなのか。そして、「この処分場とは異なった地下水系に属していると考えられる」とあるが、この「考えられる」という根拠が解らない。たぶん稜線から外れているということからだと思うが、浅い地下水の場合、地下の岩盤の上では同じ涵養域に属するということもあり得る。尾根からずれて反対側の、稜線よりも流れの反対側の南東側に地下の岩盤の上での地質学的な稜線というものがあり得る。そういう地質構造であれば地下水が南東側に流れていくことがある。そういうこともあり得るので、この処分場がそのような地下水域に属しているという根拠を示してほしい。

事業者：「この」の上と下では意味が違う。上は「これらが」というか、対象事業区域と周辺集落をあわせた「この」であり、下の「この」は福野集落の地下水の涵養域のことを指している。現地は非常に急峻な地形となっており、地層自体は北西側に向いているが、浸食されてかなり分断されている。少なくとも 1.5 km 離れているところで福野地区は深いところの地下水は利用していないと思われるため、途中で分断されており異なった涵養域であると判断している。

委員：No8 の林道の狭小部について、地権者の理解がなかなか得られないと記載されているが、なぜ理解が得られないのか。  
No10 の水質について、環境ホルモンの調査は年 1 回とあるが、どういう時期に行うと考えているのか。

事業者：搬入道路については、この林道が個人の私有地であるため、その人の承諾がなければ補修できないため、この事業に反対している人の所有する土地は、了解が得られず補修できない状況になっている。理解を得られるよう努力は行っている。

環境ホルモンについては、現在施設を運営している中でモニタリングを行っている。この測定は、各年 1 月を対象として行っており、水の少ない時期を選んで測定をしている。

委員：環境ホルモンに関連して、表 3 - 1 にダイオキシン類が載っていないが、ダイオキシン類についてはどう扱っているのか。

事業者：ダイオキシン類については別途調査を行っており、環境ホルモンとしてまとめたり年によってはまとめ方が違っていたため、この資料ではダイオキシン類を環境ホルモンとは別にして取りまとめた。調査は行っているが、環境ホルモンとは別なまとめを行っている。

委員：環境基準ということで、ダイオキシン類特別措置法で大気質と一緒に測定を行

っているということか。

事業者：水質についてだけ測定を行っている。

委員：環境ホルモンの30項目の根拠はどこから持ってきているのか。

事業者：水質調査を行っているところに確認して次回回答する。

委員：根拠となる環境省から出ているものは、もう少し項目が多かったと思う、ダイオキシン類も入っていたと思うので確認してほしい。

事業者：ダイオキシン類は測定を行っているが、他の内容については確認して次回回答する。

委員：騒音振動について、先日現地を見せてもらったが、民家が見えなかった。何処を対象に考えているのか、方法書p6-19の図などで教えてほしい。

騒音の問題は、人がいなければ起こらない。具体的に何処に注目しているか教えてほしい。

事業者：林道に関しては、丸を付けたところに1軒だけ民家が有り、現在の施設を作るときに行った「生活環境影響調査」で取り上げていたため、林道の中で一番影響のある地点として民家が1軒しかないところからこの1軒を対象としている。今回も国道で狭いところがあり、現在も1日50台走っていることから、この影響を見るということで蔵玉集落とあわせて2地点を選定している。

委員：林道の丸は何処か。道路からどの位離れているのか。

事業者：方法書p6-19の蔵玉とかいてある右にある丸である。家は、道路から20m位離れている。

委員：道路から見下ろすようなところにあるところか。人は住んでいるのか。

事業者：住んでいる。

委員：1日50台ということと人が住んでいるが、1つの家屋であるということで環境保全という観点から考えてみると、どういう苦情というか懸念が寄せられてくるか具体的に考えて検討した方が良いのではないか。

事業者：現地には、いろいろな看板が建てられており、このような地域であるため、できるだけ実態を把握するという事で調査を検討している。こういうことでもなければ一般的には対象から外れる場所と考えている。

委員：このような対象から外れるような地域で、道路騒音の式を当てはめて議論するのはどうなのか、具体的にどのような課題が潜在しているのか説明してもらった方が納得する。

事業者：現地でもアドバイスをもらったのでピーク値で検討するとか、調査の中でももう少し詳しく調査を行うなど、もらった意見を反映していきたいと考えている。

委員：滅多に車は走らないところで蝉の声の方が大きなところで騒音を測っていたら一般的な評価ができない場所ではないか。もっときめの細かい対応をお願いしたい。

事業者：了解した。

委員長：この地域は自然が豊かな地域なので一般的な方法書、準備書のやり方には乗らない部分が出てきている部分もあるので、機械的な評価の仕方と異なり、もう少し住民サイドのことを考えて評価することなどを考えてほしい。

事業者：そのように行いたいと考えている。

委員：資料の表3(1)と(2)を見ると大部分の項目が環境省の参考値と検出下限が同じであるが、一部参考値よりも検出下限の高い項目がある。例えば表3(2)だとベンゾ(a)ピレンは環境省の参考値では0.01未満であるが調査結果は0.025未満となっており、検出下限を環境省の参考値に揃えた方が良い。他

にも幾つか同様な項目があるので検討してほしい。

事業者：了解した。

委員：昆虫に関して前回現地調査の時の質問の答えを資料のp12に調査項目の具体的な一覧表が載っている。大分具体性が出てきたが、少し訂正した方が良いところがある。この前指摘しておけば良かったが、下から3番目のところにコブオオニジュウヤホシテントウがあり、これは古い千葉県の資料を見たと思われる。現在では、このテントウの仲間の分類が進み、千葉県のこのタイプはルイヨウマダラテントウという新種として発見されたグループに入るのでルイヨウマダラテントウと名前を変えておいてほしい。そして、このルイヨウマダラテントウの中に入るが、房総半島のものは少しタイプが違い固有の変異性を持っているが、分類学的にはルイヨウマダラテントウである。そしてこれは、アザミにはつかない。千葉県のものはほとんどアザミにつかないため、ここに示された調査方法では対応できない。調査法としては野生のナス科植物、ホオズキの仲間とかマルバノホロシやクコなども食べるが、野生のナス科植物の葉を食べ、非常に特徴的な食い跡が残るので食痕を含め虫もよく目につくので、その植物を頼りに食痕と虫体を頼りに目視するという確認方法が具体的で確実である。ついでに、クチコオロギのところは、これでも良いが鳴き声が特徴的なので、鳴き声にも注意すると良い。

事業者：了解した。

委員：水質に関して、方法書のp2-33の水処理について、浸出水の処理施設のフローシートに関して一般的な考え方は、流入水が入り汚泥として搬出されているが、その途中の工程で生物学的脱窒が行われた後に生物処理が行われており、この生物処理はBOD、CODを分解し処理するという考え方だと思うが、本来だと生物学的処理をしてBOD、CODを分解した後に処理水を生物学的脱窒、メタノールなど水素供与体を入れて脱窒をする方法が一般的であるが、これが逆になっている。有機物がないと脱窒できないので、もしこの順序で行うなら生物学的な処理槽から矢印が出て生物学的脱窒に戻るなどしないと、この流れで本当にできるのか疑問である。もう一つは生物学的処理槽と記載してあるが、この手法について活性汚泥であるか生物膜を使ったものかなどの情報がきちんと示していないと本当に処理機能を果たせるかという問題がある。

それとその後凝集沈殿設備というものがある。これもよく分からないのは、生物処理をして通常の活性汚泥法のようなものであれば、そこで凝集をして沈殿するのでそこで特に凝集沈殿は必要ないのではないか。処理水をさらに凝集沈殿するのもかもしれないが、ただその点線を見ていくと汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、汚泥脱水、ホッパーで汚泥を搬出となっている。ここでは、処理水をさらに凝集沈殿するのか、汚泥を凝集剤で凝集沈殿するのか分かり難い。

それで問題になるのは汚泥かどうか分からないが、汚泥だとすると相当汚泥に重金属等いろいろのものが濃縮されている可能性がある。搬出と記載されているが、この後どのように処理されて何処に搬出されるのか、またここに埋めるのか重要なので教えてほしい。あと計画水質について、水素イオン濃度、BOD、SS、T-Nだけ記載されているが、これだけでは不十分かと思われるので十分検討して他の項目も計画水質として挙げてほしい。

ここの水質の項目でp2-29の雨水排水経路のところの文章だが、2行目のところに「防災調整池調整池流入」など調整池が二つ付いていたりしており、最後のところには「流出量調整池して」など間違いがあるので、全体を見て修正

しておいてほしい。

事業者：水処理のフローについては、方法書にはブロックフローにして簡略化した表現としている。生物学的脱窒設備については、実際現場にある施設でいうと、BOD酸化槽、消化槽、脱窒槽、再曝気槽を総称してこのような表現としている。これを経過した後に生物処理槽に流れるようなフローとなっている。詳細については、今カタログを手元に用意してあるので、これを見てもらえればと思う。

最後の汚泥の搬出については、本所の処分場に脱水ケーキを搬出するようなシステムを取っている。

委員長：p2-29については、どうなのか。

事業者：文章については、精査が不足していたので十分に注意するようにしたい。

委員：後で細かいところは、パンフレットなど見せてほしい。もう一つ凝集沈殿設備というのは、わざわざ処理水を行っているのか、汚泥を処理しているのか。生物処理を持っているが、それがどういうシステムか判れば理解できるが、例えば活性汚泥であれば、わざわざ汚泥を凝集沈殿させる必要はなく重力沈殿で行えると思うのだがどういう処理か。

事業者：生物処理し沈殿した処理水について凝集沈殿を行っている。

委員：汚泥はどうなるのか。生物処理なので当然汚泥は増えると思うが、有機物が600mg/L位あるということだが、汚泥はどうするのか当然増えると思うが。

事業者：ブロックフローには、その部分は欠落しているが、沈殿槽があり汚泥を引き抜いて濃縮槽に導いている。

委員：いずれにしろ装置の詳細を見せてほしい。理解しにくい。処理計画の処理水質が、この方法書だと4つの項目について処理水質を上げているが、これだけで良いのかどうか、これだけ上流域にあって農業用水の利用はないとのことだが、このような項目・水質だけで良いのかどうかもう少し別なものも検討して処理水質の計画を立ててほしい。

事業者：計画水質については、代表的なものとしてこのような水質を設定する慣習があり抽出しているが、他の水質についても同様に処理過程の中で処理できるようなシステムを採用しているので他の項目についても計画値を設定できると考えている。

委員：有害物質などや法規制のない項目だが塩化物なども含め検討してほしい。

事業者：検討して明記するようにする。

委員：環境影響評価に直接関係ないのかもしれないが、計画に際して方法書だと調整池は、増設しても変わらないとか、堰堤の設計見取り図が示されているが、心配なのは災害リスクである。調整池でいえば計画雨量が時間どの位で設計しているのか、最近では通常の75mm/hの雨で十分だといわれているが、この2～3年を見ると100mm/hを越える降水量があるので、その場合に埋め立てした時の堰堤が土砂崩れで壊れてしまうとか、調整池の容量が足りなくて溢れてしまったりが懸念される。おそらく県の指針として計画降水量75mm/hで十分としていると思うが自主的に最近の異常気象に鑑みて改めて検討してほしい。

事業者：既存の埋立地があるが、委員が言うように最近ゲリラ的でピンポイント的で予測つかない雨が降るということで過去のデータがあてにならない状況である。しかし、堰堤の上に小段排水を取っており、雨水による法面の崩壊が一番怖いので法面に可能な限り雨水を流さないという方法をとっている。それから大雨の時の外からの流入水に対し、絶対埋立地に入らないような対策を取っている。

委員：記述には、斜面の安定計算をしているとか補強盛土工法を取るとか記載してあるが、具体的にジオテキスタイルを貼るとかの記述でもあればいいが、無かったのであえて聞いた。説明があったようにピンポイントのゲリラ的な降水に備えてあらゆる手段を尽くしてくれればと思う。

委員：土地利用計画にも関連するし特に事業計画の関連で本日の資料のNo6で埋立期間について記載されており、もう一つ表1で埋立管理表を見ると1日の台数が制限されていることから相当長い期間この処分場を使うように思えるが、この埋立部分は何年くらい使うのか。この事業では何年使うのか教えてほしい。

事業者：既存の施設約107万m<sup>3</sup>だが約10年の計画である。増設が85万m<sup>3</sup>であり、約10年を見ている。ということは、搬入路の通過台数は自重も合わせて20t以下と決められている。そして1日50台以下と決められているためそのような埋立期間となってしまう。トータルとして既存部分も含め20年を見込んでいる。

委員：この土地は急傾斜地の山奥なので雨水とか浸透水の下流への影響について気になる。この処分場は、遮水構造をきちんとしていて原則的には遮水されて地下水には浸透しない前提であるが、漏水検知システムを設置しているが、もしこれが仮に漏水したらどのような措置をするのか、或いは漏水した水はどのようなところに集まるのか教えてほしい。

それからさっきの質問に関連するが、供用終了後ここをどのような森にするのか復元計画について、水の管理も含め将来的にどのような管理を行っていくか教えてほしい。

事業者：もし、破れたということが漏水検知システムで判ったら、上から井戸状に掘るしかない。そして、漏水検知システムでは1m範囲で場所が特定できるはずなので、中に人が入りその位置を探して掘ってその部分を改修するしかない。そのため埋立が進むと大変な作業となる。おそらく無いと思う。それより施工途中の大雨などが心配である。それと、埋立完了後は順次植栽を行っていくので、20年後は大木となっているかもしれない。落葉樹関係を埋立が終わった場所に順次植栽を行っていくので、森にかえると思う。それから、埋立完了後もおそらく15年か20年になるか判らないが、元に戻るまでは相当な時間がかかると思うのでその間は排水処理のプラントは動かし続けるつもりでいる。ということで資金も9億4千万円積み立てることとなっている。現在はまだ9千4百万である。これが、増設となるともっと増えるかどうかは、今後、県の指導があると思う。

委員長：この案件についてはこれで終了する。

==== 事業者退室 =====

## 【別紙 2】

一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）に係る環境影響評価準備書について（概要説明及び検討）

（ 1 ）事務局説明：当該事案に係る環境影響評価の手續経緯等について説明  
（委員からの質問等なし）

（ 2 ）事業者説明：当該事案に係る環境影響評価準備書に基づき概要を説明

（ 3 ）質疑等

委員：三環状とはなにか。また、このプロジェクトはなぜ一般国道であって、東日本高速道路株式会社が持ついわゆる有料国道ではないのか。

最初に、プロジェクトの性格を明らかにするという意味で質問する。

事業者：三環状とは、内側から首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道の三本の環状道路のことである。

路線の性格は、高速自動車国道とは違い、一般国道の自動車専用道路という扱いである。ただし、自動車専用道路ということで、一般道に比べ走行性が高い設計速度 100km/時で整備しようと考えている。

事業については、いわゆる直轄国道としての整備と、東日本高速道路株式会社が整備する部分とがある。

委員：遮音壁の高さについての記載があったが、景観の写真の中には遮音壁は入っているのか。

事業者：先ほど示した景観のところでは、遮音壁は入っていない形で予測・評価を行っている。

委員長：遮音壁を入れるとどんな感じになるか。

委員：つまり、あのように説明するのであれば、当然盛土の上に遮音壁があるはずだ。そうでないと、我々にとっては説明とならない。見せてもらった絵に遮音壁がないというのは、後で我々が困る。できれば、フォトモンタージュの図を示すのであれば、環境対策として、高架道路の上に遮音壁がある、民家の近くではこれだけのものが建つ、そういう絵を示すべきではないかと思う。

事業者：遮音壁についてはインターチェンジやジャンクション部、トンネル坑口部といった特殊部を中心に必要と考えており、現在、景観の予測として設定したところは一般部であり遮音壁は付かないということで入れていない。

委員：今日示された眺めは将来的にもこのとおりになるという解釈でよろしいか。

事業者：緑化樹種の選定等があるが、概ねこのような景観と考えている。

委員：沿道の環境保全という観点からは、騒音を抑制するという一方で、民家がどのような形で張りついているかが問題であり、何も無いところに遮音壁を建ててもしょうがない。人間がいないところには建てない、という姿勢はよくわかった。

そうであれば、どの区間にどういう遮音壁を建てなければならないかの説明が、我々環境の立場から考えると大切なことだと思う。例えば、舗装のことには触れなかったが、高機能舗装にすることに今触れておかなくてもよいのか。環境保全という立場からは、それは大事な要素だと思う。

事業者：高機能舗装あるいは排水性舗装等について、予測においては高機能舗装等までは考慮していないが、配慮事項として必要に応じて排水性舗装等を実施していきたいと考えている。

委員： 2つほど要望を申し上げたい。先ほど、盛土区間においては周辺の植生に合うような植樹をするとの話があったが、高架部についてはむき出しであるが、環境保全帯を取るという方策もあり、高架部の横に環境保全帯20mを取れば、そこに植樹できるスペースができるわけで、高架部だからといって植樹ができないわけではない。それをしないのはどうしてか。やるようにしてほしいという要望である。

2つめは、景観の説明で、高速道路部分についてはそれほど影響がないという説明であり、確かにそうかなと思うが、むしろ問題なのは、電力線、鉄塔、電線、電柱、そういうものが現れていることであり、ついこの前もクレーン車が電力線を切ってしまいひどい目にあったことは記憶に新しいところであり、電力線、電柱、電線、鉄塔等を、これを機会に全部埋め込んでしまう。これらが無くなると、フォトモンタージュでも鉄塔とか電力線を消した絵を作ってもらえればよくわかると思う。平成42年の供用開始なら、まだまだ時間があるので、協議のうえ可能な限り、むしろ絶対的に電力線や電線を地中化するというのを併せて考えていただきたい。これも強い要望であり、それができない理由は無視して、要望どおり電力線、電柱を消していただきたい。それが新しく景観を作るもとだと思うので、こうすればできるという答えを次回にいただきたい。

委員： 説明の中の、大気質の予測結果供用時 浮遊粒子状物質というところで、多古町五反田と芝山町境が0.02mg/m<sup>3</sup>、そのほかの地点が0.06mg/m<sup>3</sup>程度であるが、交通量が場所によってそれほど大きく違わないなかでこれだけ大きな差が出ているのは、バックグラウンド地点での値の相違だと思ふ。一般的な理解としてはこの程度の区域内で年平均値あるいは環境基準の対応濃度で3倍の違いが出るというのは、通常常識から見るとかなりかけはなれた結果になっている。おそらく原因としては、バックグラウンドを設定するときに使っている実測濃度に問題があったのではないかと思われる。

調べてもらいたいことは、低い値が出ている2カ所については、多古町水戸における現地調査の結果をベースにしてバックグラウンドを決めているのではないかと思われるが、ここで用いている測定器のキャリブレーションをきちんと行っているかどうか、それから、4シーズン行っているときに常に同じ機械を同じ場所に置いているかどうか。疑いとしては、多古町水戸に置かれている測定器が常に低い値を示す異常な測定器であったかどうかということの確認、それからキャリブレーションがきちんと行われていたかどうか。それから測定地点が特に他のところで高く出て、ここだけ低くなる状況がなかったかどうか、そのことについて一応確認していただきたい。

次に、バックグラウンドの設定については、準備書8-1-5ページに通年観測結果と四季観測結果の相関関係が載っていて、これでたぶんバックグラウンドに対応する年平均値を求めているのではないかと思うが、この回帰式をどのように求めたのか説明の文を見てもよくわからない。現地調査の1時間値データと既存資料の1時間値データで、単相関分析を行ったと書いてあるが、既存資料とはなにか。1時間値データとは四季、各1週間程度計っていると思うが、1週間の中の1時間値を全部使っているのかどうか。この回帰式で本当にバックグラウンドの設定に対応する年平均値が出てきているのかどうか、準備書を見ただけではよくわからない。そのへんのところがきちんとわかるような物を次回以降の説明で提示していただきたい。ここで用いた測定器に異常がなかつ

たかどうかと併せて説明していただきたい。

事業者： 次回以降、回答したい。

委員： 浮遊粒子状物質の濃度の供用時の予測だが、テールパイプから出るエグゾーストだけを問題にして濃度予測されていると思うが、実際には地表面からの自動車のタイヤによる巻き上げなどがあるがそれは入っていないと思う。それを入れると、約25%ぐらい増すという話もあるので、その検討もお願いしたい。

事業者： わかりました。

委員： 地図を見ていて気になったのが、ここは成田空港の飛行経路の真下になっている。かなり騒音苦情が渦巻くところなので、そのあたりをどう斟酌しているのか。

さきほど低周波音の説明もあったが、高架道路が起こす低周波音よりも、早朝の飛行機のエンジン音の苦情がかなりある地域であり、高架道路からの低周波音を考えるより実際はどうなのか。かなり騒音にはシビアな対応をせまられる地域だと思う。道路交通量から騒音を予測したという作業は理解できる。ただ、環境問題として航空機騒音との関連を無視するわけにはいかない地域であるので、もし説明をもらえたらお願いしたい。

事業者： 次回以降、回答したい。

委員： 要約書27ページ、水の濁りについて気になるのが、予測手法及び予測地域の中に「定性的に予測を行った」と書かれている。そのため、簡潔明瞭といえればそれまでだが、例えば、ビニールシートで覆うから影響がないとか、濁りの水は沈砂池に落とすから問題ないといった書き方になっている。やはり、予測結果、評価結果とも、きちっと土壌粒子の性状とか沈降性とか、そういうもののデータに基づいた定量的な予測ができないものか。定性的な予測でなければいけない理由があれば説明いただきたい。

もう一つ、方法書で出ていた路面排水であるが、この段階では道路を清掃するから問題ないとなっている。それはいいとしても、道路の場合は特に放流先が問題になるのかもしれないが、道路排水はどこに落ちるのか知りたい。

事業者： 次回以降、回答したい。

委員長： 道路排水の出先についても次回になるか。

事業者： 今のところ流末については河川を考えているが、まだ河川管理者との調整等ができていない状況なので、そのあたりは後々協議をするような形で考えていきたいと思っているが、いまのところは河川を流末として考えている。

委員： できれば、具体的な河川を教えてください。

事業者： 具体的には次回以降回答したい。

委員： 基本的には河川だけと考えていいのか。例えば、水田に入るとか。

事業者： 小さい河川も含めて考えている。水田等への垂れ流しということではなく、きちんと施設を設けて流末の河川に持って行くことを考えている。

委員： それは、どの場所に設置するとか資料に載っているか。

事業者： 先ほど説明したように河川管理者等の調整をしていないところもあり、具体的にどこかまでは詰めていない状況である。

委員： 人と自然との触れ合いの場との関係で聞きたいのだが、今日の説明の中で環境影響評価項目を生活環境と自然環境に分類していたところがあったが、この分類については違和感を感じた。このように分類した意味、考えがあれば教えてほしい。

各項目をこのように分類することによって、その影響の評価についても関わ

ってくることはないかと思う。特に人と自然との触れ合いの場というのは、自然環境ではなくて、かなり人の手の加わった人工的な環境として環境社会学の観点からは位置づけられるし、景観にしても自然環境ではなくて、やはりかなり人が関わっている部分であるので、このように分類することの意味、どのように考えているのか教えてほしい。

事業者： 特にそのようなところまでは考えていない。一般的にこのような分類かなということで分類した。

委員： 私も同じように思っていた。以前、広島のように中国自動車道、山陽自動車道を造るときに、牛馬、鳥を飼っているところの近くを高速道路を造っていいかどうかという問題があって、高速道路を造ると牛の乳の出が悪くなる。それは振動とか騒音とかが問題になっている。ですから、こういう分け方は良くないのではないかと。振動は生活環境の中に入っていて、動物は自然環境になっている。こういう見方が段々定着すると、そういうことは忘れられてしまう。人間中心の考え方ではなくて、我々は牛や鳥の世話になっているのだから、こういう分け方はしないほうがいいのではないかと。

委員長： 今の意見を踏まえてもう一度検討してほしい。

事業者： わかりました。

委員： 生態系のことだが、地域の生態系ということで3カ所挙げているが、やはり人がいるところの生態系の問題もあるので、人と自然の関係を取り上げることでも大事だと思う。これ以外に、例えば先ほど出た飛行場のあるあたりの場所など、どういうふうに生態系の問題を考えていくのか、ということを考えてみると、3カ所以外にももう少し検討すると大事なところがクローズアップされてくるのではないかと思う。

委員長： 地域の生態系についての検討、よろしくお願いします。

委員： この地域では道路の照明が無いが、これは全線照明がない道路なのか。照明があるとすれば、景観のみならず生態系のほうに影響してくると思うが。

事業者： 照明の設置計画については、ジャンクション、インターチェンジ、そういう特殊部のところで計画している。一般部のところでは、いまのところ特に照明等を付ける計画はない。

委員： そうすると、照明が付く場所では昼間の景観のみならず夕刻の景観、特に夕焼けの景観が、そういうところに照明がつくことによってだいぶ変わるので、そのあたりも考慮していただければと思う。

事業者： わかりました。

委員： ジャンクションの部分は民家が極めて近く、むしろ環境問題が沿道で起きそうなのはそういうところではないか。次回で構わないので、ジャンクション部分の景観を提示してほしい。民家の位置や遮音壁の位置など、あまり詳細な設計はできていないと思うが、現状の風景と、やがてできるものがどう立体的に見えるのか。あるいはトンネル坑口の近くに民家がある、つまり人間の生活に密着した形で景観がどうなっているのかということを示してほしい。

委員長： 私たち人間あるいは他の生態系にとってどうなのかということを含めて、もう少しきめ細かい話を次回に回答してほしい。よろしくお願いします。

事業者： 特殊部については構造がなかなかわかりにくいということもあり、パンフレットの中に、景観の予測とは少し違う形だが鳥瞰図ということで、上のほうから見た絵を記載させていただいている。人家等については若干ぼかしてあるので、少しわかりにくくなっているかもしれないが、形としてはこのようになっ

ている。

委員長： そこに生活している人々が毎日毎日、朝から晩まで見る、そういう視点でどういうふうになるのか、こういうことを委員の方々は心配していると思うので、そのあたりを説明してほしい。

委員： いまの答えはポイントが少しずれていて、沿道の生活環境保護という点では、この鳥瞰図では困る。先ほど下から見上げた絵で説明いただいたが、民家がどこにあるか省いてはいけない。

圏央道という、埼玉でも神奈川でも東京でも、ずいぶん問題を含んでいる大きなプロジェクトだと思う。それだけに環境問題というのは沿道で、特に騒音は苦情が起こりやすいので、気を遣っておいてもらいたいと思う。

委員長： よろしく願います。動植物に関してはこの後貴重種に関する説明があるので、そこをお願いしたいので、貴重種に関するところ以外、一般的なところで動植物について質問等あれば願います。

委員： 環境保全対策の一つとして法面の早期緑化や植栽が何カ所でも挙げられているが、その緑化の具体的な方法は準備書に記載されているか。

事業者： まだ準備書には掲載していない。今後詰めていきたいと考えている。

委員： 十分承知していると思うが、かつての法面緑化から現在では生態系に影響を及ぼすような種類の繁殖や逸出が問題視されている。かつてはよかれと思ってやったことが、現在では外来生物法の指定を受けるとか、そういうことについての考えが、これから造る道路なので非常に重要だと思うが、そのあたりの見通しについてもぜひ示してほしい。

事業者： 回答になるかどうか難しいが、事業実施前にそのあたりを検討したうえでやっていきたいと考えている。

委員： 評価書ができる段階まででもまだ無理か。

事業者： 事業実施が都市計画決定してから、だいたい5年くらいたってから事業化、工事の着手という形で考えている。その前くらいにどういう形でやるか、またどういう木を植えるか、といったことを検討しているのが現在のところである。したがって、評価書より先になってしまうと考えている。

委員： 方針というか、こういう方向で進めていくという基本的なところは示してもらえるのではないか。

事業者： 一般的なものを掲載するような形で考えていきたい。

委員： 一般的というのは。

事業者： ほかにやられている事例等を踏まえ、どういうものをやっているかという形で示したい。

委員： もう少し踏み込んで、ここの道路ではこういう方向で行きたいというものを示していただきたい。あまり遠く離れたよその事例ではなくて千葉県内のここではこういう方向で行きたいというものをぜひ検討していただきたいと思う。

事業者： 検討する。

委員： 話したいことはたくさんあるが時間もないので、後ほどこういうことについて意見を言うので目次的なことだけ話す。

一つは、現況調査についてはしっかりした内容になっていて、この点は評価できる。予測結果のところについて、それぞれの対応状態を見てみると、いろいろと首をかしげたくなることがある。具体的には後から質問書で提出する。

それから、エコロード対策的なところも入っているが、そこに取り上げられているものについて部分的には確かに対応できているが、これについてももう

少しなんとかならないかというところはある。

それから、重要種の選定の仕方だが、千葉県の地域性もあり、種の確定ができていない種類がいくつもあがっているが、そういうなかにも種は確定していないが属が決まっているだけで重要種として判定していかなければいけない、重要種としての仲間入りをさせていかなければいけないというのがあり、そういうものの選定の仕方に対する意見もある。

それから、道路照明とか低周波とか、それらとの関わりなど。

それから一つ伺っておきたいのは、この事業ではあとでモニタリングがあるのか。保全対策との関わりの中で、モニタリング的なことが実施されるのであれば、少しはましかないといいところがある。

事業者： モニタリングについては、動植物のほうで考えている。

委員： モニタリングがあるのであれば、そちらについての質問も提出する。

委員： まだ膨大な準備書を精査していないが、どうも非常に貴重な植物や動物がこの計画地内には相当含まれ、また大変複雑な生態系のように見える。ところが、その保全に関しては一様な書き方、ボックスカルバートで全部できるのか。それから水生生物に関してはすべて沈砂池でいくのか。そういったところが大変不安を感じている。少なくとも準備書の段階ではもう少し具体的に書いてほしい。

委員長： 今の疑問点について、次回あるいはその次の回ぐらいまでに、ある程度疑問が解消できるような回答をほしい。

委員： 廃棄物関係はあまり詳しくでてないが、8-12 にだいたいどのくらい出るか、抜根・伐採材が8-12-2 ページに全体で4600トン、型枠等の廃木材が1000トン、量はだいたいつかみで出ているが、有効利用する場合の再資源化施設とかどういう施設でどういうリサイクルをするのか、もしそういう構想がわかっていたらお願いしたい。

最近、有機伐採材とかそういうのは、チップ化とか堆肥化とかそういうバイオマス関係でいろいろ使われると思うが、再資源化施設でどういうものがあってどういうものを予定しているのか、わかれば後で良いので教えてほしい。

委員長： 次回、この点についても説明願いたい。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝傍聴者退室＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

(4) 事業者説明：非公開部分について、資料に基づき概要を説明

(5) 質疑等

委員長： これで本日の委員会を終了する。まだ御意見等あることと思うが、次回以降、メモや本日の意見等を踏まえて、事業者のほうから説明いただきたい。

- 以上 -